時事新報

明治十八年八月廿八日（金曜日）　きのと、う
舊乙酉七月十九日
日出午前五時三十分　日入午後六時三十二分　月出午後七時五十五分　月入午前七時三十二分　滿潮午前七時十二分　午後七時二十八分
（西曆一千八百八十五年）

時事新報定價（日曜日バカリ休刊）
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢 一箇年金三圓十二錢○左ニ揭クル各地ニ於テハ遞送無料ニテ配達致候
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯
京都　大津　神戶　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島　大坂
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　靑森　弘前　宇都宮　高崎　八王子
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

地方儉約の狀況

謹で一書を呈し候近來此邊の地方に流行と申すは節儉勉強の說にして到る處として之を聞かざるはなし成るほど今の民間の有樣を見渡すに其貧窮なる部分は誠に貧窮にして三度の食物にも差支候者も有之全体此者等が三四年前物價騰貴金融活潑の時に米價も宜しく賃錢も高く夢中の好景氣に浮かされて身分不相應の奢りを致し其反對の報ひにて今日の難澁は是非もなき次第唯今の處は昔しは夢に引替へて醒めて節儉勉強の外有之間敷迂生に於ても固より此說に同意致し候得共扨世の中の事は偏ならぬものにて節儉勉強と申せば其節儉勉強に付て甚た難儀なる事情の出來致しよりと申すは此說が動もすれば門違ひまして妙な處に行はれて妙な成跡を現はすの一事に御座候民間の若者は勿論長者たる者までも浮か〳〵して奢侈に流れたる輩が頂門に一針して夜なべまでも働くは至極の事にして稼ぐに追付く貧乏なき譬に候得共例の說か早くも地方の中人以上所謂財產家の耳に入り果して然り吾身に思ひ當りとて一生懸命に儉約を始め妻女の衣服新調を停止し、兼て思立し普請と見合せ、氏神の祭禮に來客と斷はり、父祖の法事も來年に延ばして、娘の婚禮は內祝にて次男の宮參りは兄の產衣と兼帶せしめ、主人も久しく鍬鎌を手にせざりしも此御時節柄と申し左樣には參らず昔し執りし杵柄の手並を見せんとて倅を召連れ畑に耘り山に薪を採り晚に家に歸りて手作りの濁酒一椀の味は甘露ならず何ぞ三年前の鷹揚に戀々せんや尙況んやビールの如き葡萄酒の如き是れぞ所謂貧乏酒なりと云ふ勢にて家に冠婚葬祭の事なく唯稼ぐの一方のみにして中等以上の生計は恰も火の消えたるが如し夫れも三四年來の不景氣のみに實に資產と一變して節儉れ外に方便なき者あるべば尤の次第なれども今日の內實に於て然らざる者甚た多き中に容易に節儉說の行はるゝは何故に可有之や家計の內實に差支なくして俄に貧乏人の眞似を致すは不可思議の樣に候得共こゝに又內々の意味ある事にて元來此の流れ者共は自から貧素儉約は苦痛に堪へざる者にあらず祖先の遺傳にて最も好む所なるに浮世の風潮に壓され俗に申す大家の体面に對して止むを得ず無益の事にも財を費し近年最も家計の膨脹して困り入りたる處へ幸にも節儉說と傳へ聞き、得たり賢し唯この上は御時節柄の四字を以て百般の冗費と打拂ふ事に決したる者なり扨右の仕合にて小前の者ども如何可致や本來小百姓と申すは迚も三反五反の田地を耕して生活の成るべき者にあらざる農業の間には或は炭を燒き薪を採り或は駄賃日傭を稼ぎ、或は屋根を葺くもあり、大工の手傳するもあり、或は雨天に草鞋を作り或は住居の傍に粗品雜物を賣る等種々樣々の方便を以て些少づゝの錢を得て衣食を足すの習慣にて之を農間稼と申すは日本國中何れも同樣の事に候古來の諺に千軒共喰ひと申すこと有之田舍にて凡そ家數の千戶もあれば其中には大家もあり小家もありて相互に用を辨して渡世の道を得たることなれ候處今其千軒中の大家が申合せたるが如くに儉約と始め大家の大旦那が自ら炭薪を擔ぎ若旦那が小荷駄馬を追ひ普請も井戶浚も見合せて雇ひ男女さへ暇を取らせると申そ次第にては小前の者共は寄附く便りも無之、自分の儉約は木の根さへ喰ふ程なれば固より他人の御差圖と煩はすに及ばず候得共勉強の一點に至りて如何可致や骨折を惜まず候得共働くべき仕事無之實に當惑の至に候節儉勉強說の主義は誠に以て至善至美、斯くありてこそ人の家も立行き候譯けに候得共扨廣く之を社會に施して社會全体の利害如何と考へ又今日現に其成跡を見れば案外千萬の事にしく金持の儉約は以て貧乏人を困らするの奇相を現はし地方の有樣は甚だ六ヶ敷きやうに相見候此まゝに差置き候ハヽ中等以上の財產家はます〳〵儉約を逞うして月に年に餘財あれば公債證書を買入れ年の五月十一月に利子を請取れば其利子を以て又證書を買ひ母子次第に增長して前途の望空しからず己が家產の保護とば一切大藏省の國債局にお任せ申して自分には工業も止め開墾も止め唯自から稼いで自から衣食するの工風のみに凝り固りて他人の物と買はず他人の力を用ゐることなくして幾百年も孤立籠城可致覺悟れやうに察しられ候實に世の中が儉になるものならば大家の者共へも大に儉約と勸め其儉約して餘りたる財物は本來無きものと觀念して之を貧乏人へ施し與へよと因果を申し含め度き事なれども是れも出來難き相談なればとて金持に向て無暗に奢れ〳〵と勸め立る譯けにも參らず如何して丁度程よき場合に適ふべきや甚だ說なきもの〻樣には候得共迂生の所見にては儉約ざの奢侈ざの申すは詰り人間無形の心に屬するものなれば親戚朋友其他極親密なる間柄の外は傍より何とも云はずして其自然に任せ置き他の關係の所に眼を轉して各地方の人民に農間稼ぎの仕事を得せしむる工風は有之間敷やと存候敢て貴社新聞の餘白を借りて江湖讀者の敎を乞ふ者なり

明治十八年八月　東海道人

時事新報記者足下

官報

○農商務省達第三十七號　府　縣

東京府下上野公園地內ヘ開設有之候繭絲織物陶漆器共進會事務所ノ義ハ本月三十一日限リ閉鎖シ殘務ノ義ハ本省內農務工務兩局ニ於テ取扱候條此旨相達候事

明治十八年八月廿七日　農商務卿伯爵西鄉從道

○文部省告示第三號

當省所轄東京女子師範學校ノ儀自今東京師範學校ヘ合併候條此旨告示候事

明治十八年八月廿七日　文部卿　伯爵大木喬任

○森文部省御用掛外三名は昨廿六日文部省に於て左の通仰付けられたり

東京師範學校監督被仰付候事　文部省御用掛　森有禮

是迄東京女子師範學校勤務之處自今本省勤務被仰付候事　文部省御用掛　福羽美靜

是迄東京師範學校勤務之處自今本省勤務被仰付候事　文部省御用掛　西周

學務二局勤務被仰付候事　文部權少書記官　久保春景

○明治十八年前期代言出願人員は八百五十一人にして內願下却下等の者七十八人試驗不合格の者七百三十二人試驗合格免許狀と得たる者四十一人あり

（以上四件明治十八年八月廿七日官報）

雜報

○在外の佐尉官　海軍省より目下歐洲及米國に在留する佐尉官は左の如しと

（英國）八田少佐、伊東大尉、野口大尉、森友中機關士、勝目五等工師、土師少匠師、高木、飯田、石原、岡崎の四工手補（獨逸國）實吉軍醫少監、大久保大尉、貴志一等工長、鶴田二等工長、坂東四等工長、向井五等工長（佛國）早川大尉、山田中尉、若山權少匠司、宮原中機關士、原田一等工長、松村四等工長（米國）齋藤大尉、坂元大尉

○半田銀山　現今五代友厚氏の所有する福島縣岩代伊達郡半田銀山は既に百餘年前の開坑に係はり元と採出多量ならざりしが明治初年來漸次增加したり左れども損益常に相償はず尙明治七年より十二年迄は平均五千圓の損失を招き殆と絶望の姿なりしも鑛主は常に非常の忍耐力を以て引續き事業を進めしが明治十三年に至り採出遽に增加し五千六百圓の利益金を得其翌十四年には四萬八千二百餘圓、同十五年、十六年には各十萬餘圓昨十七年は三月迄に四萬千百餘圓の收利あるに至り其後も尙ほ繁盛なる景氣にて實に稀有なる功績と顯はしたる良坑なりと云ふ

○紙卷烟草　は昨年頃迄は需用の左のみ多からざりしより各製造所は却て損失を生ぜたる程なりしが本年に至り各地方より注文遽に增加せし爲め烟草商は共同して製造するものあり又自宅に工女を雇ひ入れ製造する向もありて就中多額を輸出する地方は奧羽甲信等にて其品は百本五六錢乃至八九錢のもの多しと

○大分縣下の茶況　同縣下は天然に山茶に富み從來日乾陰乾等の製法を用ゐる其粗惡なるより賣買上に不都合多かりしが昨年來製法を改良して專ら釜製と爲せしより大に評判と上げ本年の平均相場は上等百斤二十五圓中等二十圓下等十七圓に至りたりと

○根室近況　同港は北海道の東端にありて東京よりは四百三十一里餘露國の境界を距ること六百五十三里餘なり昨年來人口頓に增加し去る七月の調によれば戶數千三百四十八戶人口一萬二千八百四十二人にして外に屯田兵二百五十戶あり○花咲灣の波止場築造は近々工事に着手すべき同灣は根室を距ること僅に一里餘にて船舶の碇泊に便なる天然の良灣なり○日用品は大抵函

館より輸出そ
馬鈴薯のみに
は十二三錢ォ
土地狹くして
流通よし妓樓
へば住民の大
し例年七月下
く來り昆布採
常に此季ふあ

○札幌通信
當札幌より樺
道を開設する
して測量に從
しなれを近々
札幌縣廳と樺
村までは札幌
開けり○當地
大なるものな
當地近傍の畑
上作の方なり
大抵積出し仕
三百五十圓位

○精神錯亂
入淺井三吉（
りて菓子製造
の御途中に於
を犯し東京
送致せられ
に於て取調べ
ると分り起
とても無き
京癲狂院に

○謀殺犯罪人
寺同居金子
影と隱して出
察署の依賴
縛したり

○白象の葬
よりの報と
頭が此程
國王は前週
其次第と聞
然る後之を
之と牽きて
其儀に臨
抔此葬式
凡我一萬八
死体を三日
まく殆ど之

北遊
七月三十一
汽船進丸に
て午後四時
○此夜笠原
も面會まて
笠原君の家
八月一日晴
八月二日晴
所を巡覽し